

省エネ適判（令和7年10月1日一部改定）

表-1 非住宅又は複合建築物の非住宅部分

申請部分の床面積（㎡）※1	（一般）				（工場・倉庫等）			
	標準入力法 ※2※4 （主要室入力法）		モデル建物法 ※2※4		標準入力法 ※2※4 （主要室入力法）		モデル建物法 ※2※4	
		税込み金額	n×	税込み金額		税込み金額	n×	税込み金額
0～100	105,000	115,500	45,000	49,500	60,000	66,000	30,000	33,000
100超～300以下	140,000	154,000	60,000	66,000	80,000	88,000	40,000	44,000
300超～500以下	185,000	203,500	75,000	82,500	105,000	115,500	60,000	66,000
500超～1,000以下	205,000	225,500	105,000	115,500	135,000	148,500	80,000	88,000
1,000超～2,000以下	255,000	280,500	165,000	181,500	165,000	181,500	90,000	99,000
2,000超～3,000以下	285,000	313,500	200,000	220,000	185,000	203,500	125,000	137,500
3,000超～5,000以下	355,000	390,500	225,000	247,500	235,000	258,500	155,000	170,500
5,000超～8,000以下	420,000	462,000	265,000	291,500	280,000	308,000	180,000	198,000
8,000超～10,000以下	470,000	517,000	310,000	341,000	310,000	341,000	190,000	209,000
1万超～2万以下	715,000	786,500	365,000	401,500	360,000	396,000	215,000	236,500
2万超～5万以下	775,000	852,500	395,000	434,500	430,000	473,000	280,000	308,000
5万超～	相談		相談		相談		相談	
※1 複合建築物の場合は、「非住宅部分の申請部分の床面積」となります。			※3 モデル建物法の数	1	2	3	4	
			n	1.0	1.2	1.3	1.4	
※2 非住宅部分の全てが、次のいずれかの条件に該当する場合の判定料金は、一律30,000円【税込33,000円】となります。			ア. 建築物の全てが計算対象外の室のみで構成されている場合					
			イ. モデル建物法を使用する際にその対象となる室がない場合					
			ウ. 計算対象となる室がある場合で、計算対象となる設備が設置されていない場合					
			エ. 計算の省略ができる設備のみが設置されている場合					
※3 「一般」の場合：工場モデルを除きます。								
※4 例示した評価方法以外（例：BEST省エネ基準対応ツール）による場合は、見積り（増額）とさせていただきます。								

表-2 一戸建ての住宅（※住戸数が1の併用住宅若しくは兼用住宅の場合を含みます。）

申請部分の床面積（㎡）	全て性能基準（誘導基準を含みます。）		たすき掛け(※5)	
		税込み金額		税込み金額
0～200以下	42,000	46,200	34,000	37,400
200超	50,000	55,000	40,000	44,000
(※5) 「外皮性能+一次仕様(誘導仕様を含みます。次に同じです。)」又は「外皮仕様+一次性能」による方法				

表-3 共同住宅等(※5)又は複合建築物の住宅部分

(※5)長屋を含む		全て性能基準 (誘導基準を含みます。)	たすき掛け		
			外皮性能+一次仕様 (0.9)	外皮仕様+一次性能 (0.8)	
		税込み金額	税込み金額	税込み金額	
基本料金		110,000	121,000	108,900	96,800
+ 戸当たり料金 (×n)		3,000	3,300	2,970	2,640
コース2 適用	判定申請	20,000	22,000		
	変更計画申請や軽微変更該当証明申請	10,000	11,000		
共用部加算料 (標準入力法)		110,000	121,000		
共用部分のみの 増築又は改築	※当該部分の計算を省略する等、 計算の対象とすべき部分がない場合	30,000	33,000		
	上記以外の場合	表-3 により計算した額			

表-4 複合建築物

表-1による額 と 表-2（住宅数が2以上のものは表3）による額 の合計額

【特記事項】

1 一の判定申請（適用除外建築物を除きます。）	一件の建築物の棟ごとの申請となります。	
2 確認申請又は計画通知の申請が、他機関である場合	徴収額の1.2倍とさせていただきます。	
3 計画変更の判定料金	変更の程度により、計画変更時における各料金表による判定料金の60%を下限となりますが、 表1※2の適用を受けた計画変更の場合は、一律30,000円【税込33,000円】となります。	
4 軽微変更該当証明申請の判定料金	変更の程度により、軽微変更該当証明申請時における判定料金の1/2となりますが、 以下のいずれかに該当する場合は、次によります。	
	ア. 直前の判定が他機関又は所管行政庁の場合	本表による算定した額
	イ. 変更の程度が極めて軽微であるが手続き上軽微変更該当証明の申請を要する場合（※）	軽微変更該当証明申請時における判定料金の1/5
	※ 例：入力確認シートの着色されていない部分の変更等	
5 電子申請の場合で、適合判定通知書を弊社指定の紙面に交付を希望する場合は、2,000円【税込2,200円】となります。		
6 本規定に定めのない事項又は、その他この規定を適用することが合理的でない事項については、別途協議し定めることができます。		